

地域計画と農振除外・農地転用許可の手続きについて

(農振法第13条第2項第2号及び農地法施行規則第47条の3第2号関係)

- 令和7年4月から農業経営基盤強化促進法による地域計画内の農地について、農振地域農用地区域からの除外や農地転用許可には、あらかじめ塩尻市の地域計画の変更(除外)手続きが必要となっています。
- 農振除外の変更案の公告・縦覧や農地転用申請は、地域計画の変更公告後に行う必要があります。

※「所有する農地が地域計画区域内か?」など農地に関することは、塩尻市農業委員会事務局担当(52-0810)へお問合せください。

